

令和 2 年 6 月 11 日現在

機関番号：14301

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2018～2019

課題番号：18H05650・19K20854

研究課題名（和文）同族会社の株式の相続に関する会社法上の諸制度の検討

研究課題名（英文）Legal Systems under the Companies Act relating to Succession of Family Business

研究代表者

仲 卓真（Naka, Takuma）

京都大学・法学研究科・特定助教

研究者番号：80825018

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,100,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、同族会社の株式の相続を会社法全体としてどのように規律するべきなのかを検討した。まず、同族会社の大株主の死亡により株式が複数の相続人で共有されている場面に適用される会社法106条の目的を明らかにした上で、そこから解釈論や立法論を展開した。そして、円滑な事業承継を実現するために各準共有者による議決権の不統一行使の主張を認めるべきであると主張し、これを実現するための法的構成を示した。また、株式が相続された場合の株主名簿の名義書換の要否につき、基準日が定められていない場合には名義書換必要説を採用するべきであり、基準日が定められている場合には別に解釈や立法での対応が必要であることを示した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、従来は詳細に研究されてこなかった株式の相続に焦点を当てており、具体的には、同族会社の大株主の死亡により株式が複数の相続人で共有されている場面に適用される規律について総合的な研究を行っているとともに、株式が相続された場合の株主名簿の名義書換の要否について詳細な場合分けを行った上で株主と会社の利害状況の比較・検討を行っているという点で学術的意義を有する。

また、日本では現在多くの中小企業が事業承継のタイミングを迎えているところ、どのようにその事業承継を円滑に実現するのが社会的課題となっており、本研究は、法学の分野からそのような課題の解決策を提示しているという点で社会的意義を有する。

研究成果の概要（英文）：In this research, I examined the legal rules concerning the succession of family business, especially the inheritance of stocks of family companies. First, I examined Article 106 of the Companies Act, which often applies to the inheritance of stocks of family companies. Then I proposed the legal rules to achieve smoother succession of family business. Second, I examined whether or not inheritors of stocks have to register themselves to exercise their shareholders' rights.

研究分野：民事法学

キーワード：株式の相続 事業承継 同族会社 ファミリービジネス 株式の共有 会社法106条 議決権の不統一行使 株主名簿

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

(1) 事業承継における紛争発生の可能性

日本では、2015年に中小企業の経営者の年齢分布のピークが66歳になっており、今後5年から10年の間に、多くの中小企業が事業承継のタイミングを迎える。すなわち、中小企業の現経営者(同時に大株主でもある)から後継者へのバトンタッチが行われることが予想される。このような事業承継に関して、一般的には、現経営者の子が事業を承継したがること等による後継者不足の問題が注目されている。他方で、中小企業庁の資料によると、近時なされた事業承継のうち3分の1程度は、現経営者の子や親族が後継者になっている。現経営者の子や親族が事業を承継するためには、現経営者からその会社の株式を引き継ぐ必要がある。ところが、このような株式の承継が現経営者の死亡を契機となされる場合には、現経営者の株式は、相続によって後継者以外の親族にも渡り得る。そして、この場合に、後継者とそれ以外の親族との間でその株式の帰趨等を巡って紛争が生じることがあり、このような紛争は、その会社ひいてはその従業員・取引先にも深刻な影響を及ぼし得る。会社法の中にも、このような場面に関わる制度が存在する。

(2) 事業承継に着目した研究の不足

ところが、このような同族会社の株式の相続という事象を会社法全体としてどのように規律すべきなのかは、十分に研究されていない。株式が相続された場面に関わる会社法上の主な制度は、株主名簿制度、株主が死亡した場合の相続人に対する株式売渡請求制度(会社法174条以下)および権利行使者制度(会社法106条(株式の共有))である。これらは、それぞれ独立した制度であるが、同族会社の株式の相続という場面では、その一連のプロセスの中で相互に関係し得る。ところが、従来の研究は、これらの制度を個別的に扱うものがほとんどであって、同族会社の株式の相続という事象に着目してこれらの制度を相互に関連づけて制度横断的に研究するものはほとんど存在しない。

2. 研究の目的

以上このような背景の下で、本研究の目的は、株主名簿制度、株式売渡請求制度および権利行使者制度についての研究を行った上で、これらの制度を横断的に考察することによって、同族会社の株式の相続を会社法全体としてどのように規律すべきかを明らかにすることであった。

3. 研究の方法

本研究では、まず、それぞれの制度について、主としてドイツ法を対象とした比較法的考察を行った上で、その考察から得ることができる示唆を踏まえて、日本法についての検討を行うこととした。比較法的考察の対象を主としてドイツ法とした理由は、株式の相続に関わるドイツ法上の制度が日本のものと類似しているため、その制度を考察することによって日本法の検討にとっても有益な示唆を得ることができる可能性が高いと考えたからである。

4. 研究成果

(1) 序

本研究では、株式が相続された場面に関わる会社法上の主な制度のうち、まず、株式の共有に関する制度(権利行使者制度)および株主名簿制度に焦点を当てて研究を進めた。

(2) 株式の共有に関する制度(権利行使者制度)

日本において検討すべき課題

会社法106条が規定する権利行使者制度は、株式が準共有されている場合における当該株式についての権利の行使について規律するものである。そして、株式が準共有されている場面のうち、特に問題が生じやすいものとして現在一般的に想定されているのは、いわゆる同族会社において、大株主の死亡によって相続が開始して、その株式が、遺産分割までの間、複数の共同相続人によって準共有されることになった、という場面である。

会社法106条は、準共有されている株式についての権利の行使を規律しており、このような事案にも適用される。しかし、そもそも会社法106条が何のために設けられた規定であるのかは十分には明らかにされていない。その結果として、学説は説得的な解釈論や立法論を提示することができず、裁判所もこの規定を形式的に適用せざるを得なくなっている。そこで、本研究では、その解釈論や立法論を提示するための前提となる会社法106条の目的を明らかにすることを試みることにした。

また、会社法106条自体は、前述のような場面以外にも適用されるものであるが、実際に問題が生じやすいのは、前述のような場面である。判例や学説も、そのような場面の紛争をどのように処理するのかに腐心してきた。しかし、判例や学説が提案する規律が、円滑な事業承継を実現するために望ましいのか、他により望ましい規律が存在するのかについては十分には検討されてこなかった。そこで、本研究では、これらの点についても検討を行うこととした。

ドイツ法の考察

このような課題を検討するために、本研究では、まず、株式の共有について日本と類似する規

定を有しているドイツ法を対象とする比較法的考察によって、その検討の手がかりを得ることを試みることにした。ドイツの株式法 69 条 1 項は、日本の会社法 106 条と同様に、共同代理人の選任を要求しているのに対して、ドイツの有限会社法 18 条 1 項は、複数の共同権利者による共同の権利行使を要求している。本研究では、これらの規定の解釈論を考察することによって、これらの規定の目的を分析した。その分析によると、有限会社法 18 条 1 項の目的は、一体的でない社員権行使からの会社の保護に限られており、共同権利者間の内部関係の不明確性からの会社の保護という観点は考慮されていない。これに対して、株式法 69 条 1 項の目的は、共同権利者間の内部関係の不明確性からの会社の保護であると考えられ、これに加えて、一体的でない社員権行使からの会社の保護も含まれると考える余地もある。

日本における課題の検討 1：会社法 106 条の目的

このようなドイツ法の考察を踏まえると、日本の会社法 106 条の目的としては、一体的でない権利行使からの会社の保護、準共有者間の内部関係の不明確性からの会社の保護、またはその両方という可能性が考えられる。従来は、会社法 106 条の目的が明確にされることなく、「会社の事務処理上の便宜」という曖昧な言葉の下で、会社法 106 条に関する議論が進められてきた。

ところが、会社法 106 条の前身となった商法の規定の起草過程を紐解くと、この規定は、株式の分割禁止の原則（株式の不可分性）と密接に関連しており、共有者による一体的な権利行使を確保するためのものであると理解されていたことが明らかになる。そして、このような理解は、現在においても、次のように妥当する。まず、ここでいう一体的な権利行使の確保は、1 株の株式の実質的な分割の防止という側面と、会社の負担増加の防止という側面の 2 つの側面を有している。これらのうち、前者の側面は、株式の不可分性から導出されるものである。また、後者の側面は、株式の数（または単元数）以上に準共有者が存在して、各準共有者が個別に権利を行使することによって、会社の負担が、株式の数（または単元数）により予定された負担よりも大きくなることを防止するというものである。

もっとも、会社法 106 条の目的は、これだけにとどまらず、準共有者間の内部関係の不明確性からの会社の保護も含まれていると考えられる。なぜならば、準共有者間の内部関係の不明確性は、単独所有の場合における会社の負担とは異なっており、会社は、単独所有の場合に適用される規律によってはその負担から十分に保護されないからである。

以上の検討によると、会社法 106 条の目的は、準共有者による一体的な権利行使の確保、および、準共有者間の内部関係の不明確性からの会社の保護であると考えられる。今後は、これらの目的に照らして、会社法 106 条の解釈論や立法論を展開していくべきである。

日本における課題の検討 2：各準共有者による不統一行使の主張を認めるという規律

従来、一部の裁判例や学説は、権利行使者の指定に関する規律として多数決説を採用した上で、その指定の手続への準共有者全員の参加の機会もしくは協議を保障すること、または、一定の議題について準共有者全員の同意を要求することによって、「妥当な解決」を図ろうとしてきた。しかし、これらのような方法は、権利行使者を指定する際意思決定費用を増加させるものであって、適切なものではない。そこで、本研究では、準共有者の指図の決定方法について正面から検討を行い、より円滑な事業承継を実現するための規律として、各準共有者による不統一行使の主張を認めるという規律を検討した。

まず、各準共有者による不統一行使の主張を認める実質的な必要性は、主に次の 2 点から基礎づけられる。まず、会社経営のリスク負担に応じた議決権配分の実現という観点からは、株式が準共有されている場合においても、そのような議決権配分の必要性を否定する理由はなく、その実現のために不統一行使を認める必要性を否定する理由もない。もっとも、同族会社を念頭に置く場合には、このような観点からは、各準共有者による不統一行使の主張を認める必要性を積極的に基礎づけることは難しい。そこで、同族会社を念頭に置く場合には、より円滑な事業承継の実現という観点から、不統一行使を認める必要性が基礎づけられる。なぜならば、不統一行使を認めることによって、第三株主が関与する余地が生じ、それが会社の後継者になるべき者にとって有利に作用する可能性がより高いと考えられるからである。

そのうえで、そのような各準共有者による不統一行使の主張を認めるという規律は、次のような法的構成によって実現することができる。すなわち、複数の準共有株式についての議決権が、同一の準共有関係の下で全体として集的に取り扱われることを前提として、そのような議決権については、民法 264 条による準用の際に、原則として、民法 252 条は適用されず、民法 249 条に基づいて準共有持分の割合に応じた使用をすることができる。そして、各準共有者は、このような準共有者間の内部関係の規律に基づいて権利行使者に対して不統一行使の指図をすることによって、権利行使者を通じて会社に対して議決権を不統一的に行使することができる。

以上のように、株式の共有に関する制度については、より円滑な事業承継を実現するためには、各準共有者による不統一行使の主張を認めるという規律を採用することが望ましいということを示唆した。

(3) 株主名簿制度

序

株式が相続された場合には、株主名簿制度との関係では、株主名簿の名義書換が必要であるか

どうかという点が問題となる。そこで、本研究では、この点について検討を行うこととした。

本研究においては、まず、その検討の準備として、日本における従来の議論を考察した上で、ドイツ法の比較法的考察を行い、日本における議論の対立点を明らかにした。具体的には、主要な対立点が、名義書換前に相続人による権利行使を認める必要性をどのように考えるのか、および、株主名簿による会社の負担の軽減をどのように考えるのかという点にあるということを確認した。そして、このような議論の対立点を踏まえて、上記課題について検討し、次のような結論に至った。

前提として、基準日が定められていない権利行使の場合と基準日が定められている権利行使の場合とを区別する必要がある。なぜならば、基準日が定められている権利行使の場合において、基準日が経過した後に相続が開始したときには、相続開始後における株主名簿の名義書換の要否を検討することに意味はなく、基準日における権利行使資格者の確定の例外を認めるべきなのかを検討する必要があるからである。そこで、本研究では、基準日が定められていない権利行使の場合と基準日が定められている権利行使の場合とを区別して検討を進めた。

基準日が定められていない権利行使の場合

第1に、基準日が定められていない権利行使の場合においては、相続による株式の取得を会社に対抗するために、株主名簿の名義書換が必要である。なぜならば、この場合において、名義書換不要説を採用したときには会社の負担が大きくなるのに対して、この名義書換不要説を採用する必要性（名義書換前に相続人による権利行使を認める必要性）は大きくないからである。

基準日が定められている権利行使の場合

第2に、基準日が定められている権利行使の場合の中でも、基準日が経過した後に相続が開始したときと、相続が開始した後に基準日が経過したときとを分けて検討する必要がある。なぜならば、基準日が経過した後に相続が開始したときには、相続開始後における株主名簿の名義書換の要否を検討することに意味はなく、基準日における権利行使資格者の確定の例外を認めるべきなのかを検討する必要があるのに対して、相続が開始した後に基準日が経過したときには、相続開始後における株主名簿の名義書換の要否が問題になるからである。

まず、基準日が経過した後に相続が開始したときには、相続人が、基準日株主の地位を相続によって承継したことを会社に通知して証明した場合に初めて、会社は、当該相続人を当該基準日についての基準日株主として扱わなければならない、という規律を採用すべきである。なぜならば、このときには、相続人が相続開始前に経過した基準日についての権利を行使することを認める必要性が高く、そのような必要性と、会社の負担を軽減するという要請を調和させることが必要であるからである。このような規律を現行法の下で解釈論として導出することは難しく、このような規律を導入するためには、最終的には立法に拠らざるを得ない。

もっとも、現行法の下においても、例外的に、次のような場合には、会社が会社法124条4項に基づいて相続人による基準日についての議決権の行使を認めなかったことが、決議の方法が著しく不公正なときに該当すると評価されて、株主総会決議について取消事由が存在することになる。すなわち、そのような場合とは、基準日後に大株主の相続が開始して、その相続の開始を知った会社が、その相続開始前には提案する予定がなかった議案を、合理的な理由がないにもかかわらず相続開始後に提案した場合において、相続された株式についての議決権が行使されていれば当該議案が可決されることがなかったと考えられるときである。

これに対して、基準日が定められている権利行使の場合において、相続が開始した後に基準日が経過したときには、相続人が基準日についての権利を行使するために、当該基準日までに株主名簿の名義書換が必要である。なぜならば、相続が開始した後に基準日が経過したときには、相続開始後における株主名簿の名義書換の要否が問題になるので、基準日が定められていない権利行使の場合と同様に考えることができるからである。

会社が名義書換請求を不当に拒んだ場合等における相続人の保護

ただし、以上のように考える場合であっても、正当な事由がないにもかかわらず会社が株主名簿の名義書換請求を拒んだときには、当該会社は、名義書換がなされていないことを理由として株式の移転を否定することができず、当該請求をした相続人を株主として扱わなければならない。また、相続人が名義書換請求または必要な通知および証明をしていない場合であっても、会社が相続の開始や株式または基準日株主の地位を承継した相続人が誰であるのかを知っているだけでなく、会社が相続人に対して害意を有しているなど信義に背いていると評価することができるときには、当該会社は、名義書換または必要な通知および証明がないことを理由として、相続による株式または基準日株主の地位の移転を否定することができず、相続人を株主または基準日株主として扱わなければならない。

(4) 本研究の成果の学術的意義や社会的意義

以上のように、本研究は、従来は詳細に研究されてこなかった株式の相続に焦点を当てており、具体的には、同族会社の大株主の死亡によって当該会社の株式が複数の共同相続人により準共有されている場面に適用される規律について総合的な研究を行っているとともに、株式が相続された場合における株主名簿の名義書換の要否について詳細な場合分けを行った上で各場合に

おける株主と会社の利害状況の比較・検討を行っているという点で学術的意義を有する。

また、日本では現在多くの中小企業が事業承継のタイミングを迎えているところ、どのようにその事業承継を円滑に実現するのが社会的課題となっており、本研究は、法学の分野からそのような社会的課題の解決策を提示しているという点で社会的意義を有する。

(5) 今後の課題

本研究では、株式の共有に関する制度および株主名簿制度について検討を進めてきたが、これらとともに当初の研究計画において対象とする予定であった株式売渡請求制度については、更に深い検討が必要であると判断したため、本研究では扱わないこととした。具体的には、相続人等に対する株式売渡請求制度は、相続人等に株式の売渡しを請求することによって株主構成に変更をもたらすことになるものであるところ、そのような制度について検討するためには、同族会社にとってどのような株主構成が望ましいのか、同族会社の支配権を誰に与え、どのように分配すべきなのかというような点を検討することが必要である。そして、そのような点を検討するためには、その前提として、経済学や経営学の研究を参照して、同族会社の実態やその経営者の行動原理を把握することが必要であると考えに至った。

そこで、このように経済学や経営学の研究を参照することによって同族会社の実態や行動原理を踏まえたときに会社法がその同族会社をどのように規律すべきなのかというより包括的な研究課題を設定して、その課題に関する研究を進める中で株式売渡請求制度についての検討も行うこととした。それに伴って、本研究の目的のうち、株式売渡請求制度を含む制度横断的な検討も、そのより包括的な研究の下で行う予定である。このような包括的な研究は、「同族会社に関する会社法上の規律の検討」(JSPS 科研費 JP20K13367)として実施される予定である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件（うち査読付論文 4件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 仲 卓真	4. 巻 (2177)
2. 論文標題 〔商事法判例研究(626)〕同族会社の株式の遺産分割の基準および方法 [東京高決平成26年3月20日判時2244号21頁]	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 旬刊商事法務	6. 最初と最後の頁 46-51
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 仲 卓真	4. 巻 155巻1号
2. 論文標題 株式が相続された場合における株主名簿の名義書換の要否 (1)	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 民商法雑誌	6. 最初と最後の頁 109-128
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 仲 卓真	4. 巻 155巻2号
2. 論文標題 株式が相続された場合における株主名簿の名義書換の要否 (2・完)	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 民商法雑誌	6. 最初と最後の頁 229-261
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 仲 卓真	4. 巻 2206号
2. 論文標題 〔商事法判例研究(637)〕株主間契約による属人的定め効力および会社法502条ただし書に違反した場合の決算報告承認決議の効力 [東京地判平成27年9月7日判時2286号122頁]	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 旬刊商事法務	6. 最初と最後の頁 113-119
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計3件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 仲 卓真
2. 発表標題 〔商事判例研究〕株主間契約による属人的定め 효力および会社法502条ただし書に違反した場合の決算報告承認決議の 효力 [東京地判平成27年9月7日判例タイムズ1422号371頁]
3. 学会等名 京都大学商法研究会 平成30年度1月例会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 仲 卓真
2. 発表標題 株式が準共有されている場合における議決権の不統一行使の法的構成
3. 学会等名 第420回関西商事法研究会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 仲 卓真
2. 発表標題 株式が準共有されている場合における議決権の不統一行使の法的構成
3. 学会等名 2018年度関西企業法研究会
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計2件

1. 著者名 仲 卓真	4. 発行年 2019年
2. 出版社 商事法務	5. 総ページ数 448
3. 書名 準共有株式についての権利の行使に関する規律 事業承継の場面を中心に	

1. 著者名 関西法律特許事務所編、仲卓真ほか著	4. 発行年 2020年
2. 出版社 関西法律特許事務所	5. 総ページ数 1091
3. 書名 民事特別法の諸問題 第六巻 関西法律特許事務所開設55周年記念論文集	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----